

光電話サービス（集合住宅一括契約）契約約款 新旧対照表

旧	新	備考（変更理由）
<p data-bbox="439 562 982 674">光電話サービス（集合住宅一括契約） 契約約款</p> <p data-bbox="581 1371 839 1409"><u>2024年2月15日</u></p> <p data-bbox="572 1518 848 1556">株式会社 STNet</p>	<p data-bbox="1688 562 2231 674">光電話サービス（集合住宅一括契約） 契約約款</p> <p data-bbox="1831 1371 2089 1409"><u>2024年4月1日</u></p> <p data-bbox="1822 1518 2098 1556">株式会社 STNet</p>	

光電話サービス（集合住宅一括契約）契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)								
<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="121 321 1305 478"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7 初期契約解除</td> <td>当社から送付する契約内容通知書面の受領から一定の期間、光電話サービス契約者からの請求により、当社の合意なく光電話サービス契約者の都合のみにより契約解除できること</td> </tr> </tbody> </table> <p>(契約者が行う光電話サービス契約の解約)</p> <p>第18条 光電話サービス契約者は、光電話サービス契約を解約しようとするときは、そのことをあらかじめ光電話サービス取扱所に書面により通知していただきます。</p> <p>2 前項により、光電話サービス契約を解約する場合、契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要するときには、光電話サービス契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。</p> <p>(初期契約解除)</p> <p>第19条の2 光電話サービス契約者は、<u>契約内容の確認書面</u>を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により本契約の解除を行うことができます。この効力は、光電話サービス契約者が当社が別途定める書面を発した時に生じます。</p> <p>2 光電話サービス契約者が、<u>初期契約解除に係る書面を発した場合</u>、当社は本契約の解除までの期間において提供を受けた光電話サービスの料金を請求いたします。</p>	用語	用語の意味	7 初期契約解除	当社から送付する契約内容通知書面の受領から一定の期間、光電話サービス契約者からの請求により、当社の合意なく光電話サービス契約者の都合のみにより契約解除できること	<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="1371 321 2555 478"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7 初期契約解除</td> <td>当社からの契約内容通知の受領から一定の期間、光電話サービス契約者からの請求により、当社の合意なく光電話サービス契約者の都合のみにより契約解除できること</td> </tr> </tbody> </table> <p>(契約者が行う光電話サービス契約の解約)</p> <p>第18条 光電話サービス契約者は、光電話サービス契約を解約しようとするときは、そのことをあらかじめ光電話サービス取扱所に<u>当社所定の方法</u>により通知していただきます。</p> <p>2 前項により、光電話サービス契約を解約する場合、契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要するときには、光電話サービス契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。</p> <p>(初期契約解除)</p> <p>第19条の2 光電話サービス契約者は、当社からの<u>契約内容通知</u>を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、<u>当社に書面を発することまたは当社所定の方法により通知すること</u>により本契約の解除を行うことができます。この効力は、光電話サービス契約者が当社が別途定める<u>書面を発した日または通知を完了した日</u>に生じます。</p> <p>2 光電話サービス契約者が、<u>初期契約解除を行った場合</u>、当社は本契約の解除までの期間において提供を受けた光電話サービスの料金を請求いたします。</p>	用語	用語の意味	7 初期契約解除	当社からの契約内容通知の受領から一定の期間、光電話サービス契約者からの請求により、当社の合意なく光電話サービス契約者の都合のみにより契約解除できること	
用語	用語の意味									
7 初期契約解除	当社から送付する契約内容通知書面の受領から一定の期間、光電話サービス契約者からの請求により、当社の合意なく光電話サービス契約者の都合のみにより契約解除できること									
用語	用語の意味									
7 初期契約解除	当社からの契約内容通知の受領から一定の期間、光電話サービス契約者からの請求により、当社の合意なく光電話サービス契約者の都合のみにより契約解除できること									

光電話サービス（集合住宅一括契約）契約約款 新旧対照表

旧	新	備考（変更理由）
<p>附 則</p>	<p>附 則</p> <p><u>（実施期日）</u></p> <p>1 この改正約款は、2024年4月1日から実施します。</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p><u>（整理品目）</u></p> <p>3 別記12 天気予報サービス、時報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービス（1）における、時報サービスについては、2024年3月31日をもって提供を終了するものとします。</p> <p><u>（特例措置）</u></p> <p>4 2024年4月1日から2024年6月30日までの間に光電話サービス契約の申込を行い、かつ光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。</p> <p>（1） <u>コース1に係る新規契約に伴う契約事務手数料、交換機設定に係る工事費、端末設備設置・設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については0円とします。</u></p>	